

令和3年度における 相続税・贈与税関係の改正 について（下）

早川貴之

租税特別措置法等（登録免許税関係）の改正

① 医療機関の開設者が再編計画に基づき不動産を取得した場合の 所有権の移転登記等の税率の軽減措置の創設

1 制度の内容

(1) 土地・建物の取得に係る軽減措置

再編計画の認定を受けた医療機関の開設者（令和5年3月31日までにその認定を受けた者に限る。）が、その再編計画に記載された医療機関の再編の事業に必要な土地又は建物の取得をした場合には、その土地又は建物の所有権の移転の登記に係る登録免許税の税率は、取得又は建築後1年以内に登記を受けるものに限り、土地については1,000分の10（本則：1,000分の

20）、建物については1,000分の2（本則：1,000分の4）とされる（措法80の3）。

2 適用関係

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和3年法律第49号）の公布の日（令和3年5月28日）以後に受ける登記に係る登録免許税について適用される（改正法附則1十七）。

② 居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき不動産を取得した場合の 所有権等の移転登記等の税率の軽減措置の創設

1 制度の内容

居住誘導区域又は都市機能誘導区域内の土地又は建物について所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定を受ける者が、令和3年4月1日から令和5年3月31日までの間に、居住誘導区域等権利設定等促進計画に基づき、土地又は建物の所有権、地上権又は賃借権の取得をし

た場合には、その土地又は建物の所有権の移転又は地上権若しくは賃借権の設定の登記に係る登録免許税の税率は、その居住誘導区域等権利設定等促進計画に係る公告があった日以後1年以内に登記を受けるものに限り、所有権の移転の登記にあっては1,000分の10（本則：1,000分の20）とされ、地上権又は賃借権の設定の登記